

第3章 労働・事業支援

1 労働

(1) 就労の制限

外国人の方は、在留資格の範囲内において、日本国内での活動が認められています。現在、在留資格は38種類ありますが、就労の可否に着目すると次の3種類に分けられます。

①	<p>在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格（29種類）</p> <p>外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職（1号イ・1号ロ・1号ハ・2号）、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能（1号、2号）、技能実習（1号イ・1号ロ・2号イ・2号ロ・3号イ・3号ロ）、特定活動（ワーキングホリデー、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、外国人造船就労者等）</p> <p>特定活動については、就労が認められていない場合もあります（医療滞在、観光保養等を目的とする長期滞在者等）。</p>
②	<p>原則として就労が認められない在留資格（5種類）</p> <p>文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在</p> <p>「留学」「家族滞在」等については、資格外活動の許可を得れば、原則として1週28時間まで就労（アルバイト）を行うことが可能となります。なお、「留学」は、在籍する教育機関が夏休み等の長期休業期間中については、1日8時間まで就労することが可能となります。</p>
③	<p>就労活動に制限がない在留資格（4種類）</p> <p>永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者</p> <p>「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の方については、入管法による就労制限はありません。</p>

問い合わせ先

広島出入国在留管理局・出張所

(2) 就労

① 仕事探し

日本国での就労が認められている外国人の方については、ハローワーク（公共職業安定所）で職業紹介等を行っていますので、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）までご相談ください。

問い合わせ先

ハローワーク（公共職業安定所）（広島県内）

また、次の機関では、通訳も配置しておりますのでご利用ください。

◆◆外国人雇用サービスコーナー◆◆

（留学生、専門的・技術的分野の外国人雇用、日系人雇用に関するお問い合わせ）

I 広島外国人雇用サービスコーナー

設置場所	ハローワーク広島 1階
	☎ (082) 228-0522 サービスコーナー直通
開設日	毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
開設時間	8：30～12：00 13：00～17：15
通訳	《10:00～16:00》
	・スペイン語、ポルトガル語（月、第2・4水、木曜日）
	・中国語（月、火、水、木、金曜日）
	・英語（火曜日）

※留学生については、アルバイト情報の提供となります。

留学生の就職についてのご相談は、「広島新卒応援ハローワーク」へお問い合わせください。

II 福山外国人雇用サービスコーナー

設置場所	ハローワーク福山 1階
	☎ (084)923-8609 ハローワーク福山（部門コード44#）
開設日	毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
開設時間	8：30～12：00 13：00～17：15
通訳	《10:00～16:00》
	・スペイン語、ポルトガル語（月、水、金曜日）
	・中国語（第2、4火曜日）
	・英語（月、水、金曜日）

◆◆広島県就職支援サービス◆◆

「ひろしましごと館」及び「ひろしましごと館福山サテライト」において、就職についての様々な相談をお受けします。性別や年齢は問いません。

留学生の就職についての相談も可能です。

ひろしましごと館 ☎(082)224-0121・0122

(広島市中区基町12-8 宝ビル内)

相談コーナー：「若年者就業相談コーナー」

「シニア・ミドル職業紹介コーナー」など

開所日：月～金 10:00～18:00

第1・第3土 12:00～18:00 ※予約優先

(相談コーナーによって開所日や時間が異なります。)

ひろしましごと館福山サテライト ☎(084) 921-5799

(福山市霞町1-10-1 まなびの館ローズコム3階)

相談コーナー：「シニア・ミドル職業紹介コーナー」

開所日：水、金 10:00～16:40 ※予約優先

※通訳配置は行っておりません。事前の予約をお願いします。日本語の分かる方に同行していただいても構いません。

◆ひろしましごと館、ひろしましごと館福山サテライト

HP：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/wn500192.html>

◆◆広島県女性の就職支援（悩み相談）サービス◆◆

広島県では、仕事と家庭を両立しながら働きたい女性の相談をお受けする「わーくわくママサポートコーナー」を広島市と福山市の2箇所にて常設設置しています。

このコーナーでは、「子育てしながら仕事ができるか不安」「保育所の情報が知りたい」・・・など、不安や悩みをお持ちの方のご利用をお待ちしています。相談は、来所又はオンライン（Zoom）により個別で受けることができ（秘密は厳守します）、常駐の女性相談員が無料で相談をお受けします。

また、公共職業安定所（ハローワーク）に併設していますので、不安解消後は、同じフロアで職業紹介等の支援まで受けることができます。是非、ご利用ください。
※お子様連れOK（保育士常駐のキッズコーナー、授乳室、おむつ替えコーナーもあります!）

◆【New】就職活動に伴う保育料をサポートします!◆

就職活動する中で、「子供の預け先や費用が不安…」「希望求人があっても、面接時の子どもの預け先が気になり、すぐに応募しにくい」という声に対応し、2021年4月から保育料支援を予定しています。

詳しくはコーナーにお問い合わせください。

わーくわくママサポートコーナーひろしま ☎(082)542-0222

(広島市中区立町1-20 NREG 広島立町ビル3階

しごとプラザマザーズひろしま内)

開所日：月～金 午前8時30分～午後5時15分 ※予約優先

(土・日・祝日・お盆及び年末年始はお休みです)

わーくわくママサポートコーナーふくやま ☎(0800)200-4515 (フリーコール)

(福山市東桜町1-21 エストパーク1階 しごとプラザマザーズふくやま内)

開所日：月～金 午前8時30分～午後5時 ※予約優先

(土・日・祝日・お盆及び年末年始はお休みです)

※通訳配置は行っておりません。情報提供にこちらの準備が必要ですので、事前の予約をお願いします。または、日本語の分かる方に同行・同席していただいても構いません。

◆わーくわくママサポートコーナー

HP : <https://wakumama.jp/>

(※HPから予約が出来ます)

② 職場でのトラブル等

外国人労働者にも、労働基準法、労働契約法、最低賃金法、労働安全衛生法などの労働基準関係法令が適用されます。労働条件が契約と異なっている、賃金が支払われない、一方的に解雇された等労働条件に関する悩みを抱えている方、国籍が異なることなどにより賃金、労働時間等について違いがあるといった、仕事の上のさまざまな問題について相談窓口をお探しの方は、次の相談窓口がありますのでお気軽にご相談ください。

◆◆厚生労働省 外国人労働者向け相談ダイヤル◆◆

言語	開設曜日※1	開設時間	電話番号※2
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く)	0570-001-701
中国語			0570-001-702
ポルトガル語			0570-001-703
スペイン語			0570-001-704
タガログ語			0570-001-705
ベトナム語			0570-001-706
ミャンマー語			月
ネパール語	火、水、木		0570-001-708
韓国語	木、金		0570-001-709
タイ語	水		0570-001-712
インドネシア語			0570-001-715
カンボジア語 (クメール語)			0570-001-716
モンゴル語	金		0570-001-718

※1 年末・年始(12月29日～1月3日)は除きます。

※2 通話料は、発信者負担となります
携帯電話、PHSからも利用可能です。

◆◆外国人労働者労働条件相談コーナー◆◆

(外国人労働者の労働条件に関する相談)

I 広島外国人労働者労働条件相談コーナー

設置場所 広島労働局監督課内 ☎(082)221-9242
開設時間 9:00～12:00 13:00～16:30
通訳 ※変動する場合があります ・スペイン語、ポルトガル語(月、火、木、金曜日) ・中国語(金曜日)

II 広島中央外国人労働者労働条件相談コーナー

設置場所 広島中央労働基準監督署内 ☎(082)221-2460

開設時間 9:30~12:00 13:00~17:00

通訳 ※変動する場合があります

- ・ベトナム語（火曜日）

III 福山外国人労働者労働条件相談コーナー

設置場所 福山労働基準監督署内 ☎(084)923-0005

開設時間 9:00~12:00 13:00~16:30

通訳 ※変動する場合があります

- ・中国語（水曜日）

○この他の相談窓口は、わーくわくネットひろしまに掲載しています。

◆わーくわくネットひろしま

HP：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/>

③ 工作中的病気・けが

労働者は、工作中にけがをしたり、仕事が原因で病気になったとき、または通勤の途中で災害にあったときは、療養費の支払や働けなくなったことによる損失の補償を受けることができます。

これは、「労働者災害補償保険」といわれるもので、労働者を一人でも雇っている事業主はこの保険に加入しなければなりません。保険料は全額事業主が負担します。

制度の内容等に関するお問い合わせは、お近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

問い合わせ先

労働基準監督署

④ 失業等

一定期間、雇用保険の被保険者として雇用された後に退職した場合は、一定の要件に従って失業給付を受けることができます。手続きは、住所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）で行ってください。

◇◇雇用保険制度について

日本では雇用保険制度が設けられています。雇用保険制度は、在職中の労働者の雇用の安定を図り、失業中の労働者に対して、生活の安定と再就職の促進のために失業等給付を行うものです。雇用保険は、外国人の方であっても、1週間の所定労働時間が20時間未満の短時間労働者等を除いて、原則として必ず加入しなければなりません。

入社後、事業主を通じて被保険者証が交付されます。被保険者証が交付されていない場合は、ハローワーク（公共職業安定所）にご相談ください。

問い合わせ先

ハローワーク（公共職業安定所）（広島県内）